

衆議院 地方創生に関する特別委員会議録 第八号

令和二年五月二十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山口 俊一君
理事 池田 道孝君
理事 今枝宗一郎君
理事 谷川 弥一君
理事 白石 洋一君
理事 上野 宏史君
金子万寿夫君
小林 茂樹君
高村 正大君
佐藤 明男君
田畑 裕明君
谷川 とむ君
長坂 康正君
藤原 崇君
松野 博一君
関 健一郎君
広田 一君
松平 浩一君
山川百合子君
鰐淵 洋子君
藤田 文武君

石田 真敏君
田中 英之君
亀井亜紀子君
樹屋 敬悟君
大西 宏幸君
小寺 裕雄君
後藤 茂之君
左藤 章君
鈴木 憲和君
高島 修一君
中曾根康隆君
福田 達夫君
牧島かれん君
今井 雅人君
長谷川嘉一君
福田 昭夫君
森田 俊和君
濱村 進君
清水 忠史君

政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)
(内閣府地方創生推進室次長)
政府参考人
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)
(内閣府地方創生推進室次長)
政府参考人
(内閣府地方分権改革推進室次長)
政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
政府参考人
(総務省自治行政局選挙部長)
政府参考人
(国税庁徴収部長)
政府参考人
(文部科学省大臣官房審議官)
政府参考人
(文化庁審議官)
政府参考人
(厚生労働省大臣官房年金管理審議官)
政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
政府参考人
(林野庁森林整備部長)
政府参考人
(中小企業庁経営支援部長)
政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)
政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)
政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)

菅家 秀人君
宮地 俊明君
森 源二君
佐藤啓太郎君
稲岡 伸哉君
赤松 俊彦君
新井 智男君
矢野 和彦君
杉浦 久弘君
日原 知己君
辺見 聡君
小坂善太郎君
渡邊 政嘉君
山西雅一郎君
内田 欽也君

政府参考人
(国土交通省鉄道局長) 寺田 吉道君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第三三三号)

○山口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長菅家秀人君、内閣府地方分権改革推進室次長宮地俊明君、総務省大臣官房審議官藤原二君、総務省大臣官房審議官佐藤啓太郎君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、総務省自治行政局選挙部長赤松俊彦君、国税庁徴収部長新井智男君、文部科学省大臣官房審議官矢野和彦君、文化庁審議官杉浦久弘君、厚生労働省大臣官房年金管理審議官日原知己君、厚生労働省大臣官房審議官辺見聡君、林野庁森林整備部長小坂善太郎君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君、国土交通省大臣官房審議官山西雅一郎君、国土交通省大臣官房審議官内田欽也君、国土交通省鉄道局長寺田吉道君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山口委員長 これより質疑に入ります。質疑の申出がありますので、順次これを許します。樹屋敬悟君。

○樹屋委員 おはようございます。公明党の樹屋敬悟でございます。冒頭、質問に立たせていただきました。この委員会最後のところでしょうか、二つ目の法律というところでございまして、大事な法案の審査に当たります。自民党の先生方に我々公明党にお時間を与えていただいたことを感謝をしながら、質問をしたいと思っております。

まず、法案につきまして二つほど議論し、その上で、コロナ対策、どうしても、今こっちは重要な話でありますから、この点も何点か大臣とも議論させていただきたいと思っております。地方分権改革、既に、平成五年の衆議の決議以来二十五年を経たわけでありまして、この二十五年というのには私が国会に来てからちょうどそのぐらいでありまして、この間、機関委任事務の廃止であったり、国の関与のルールの創設でありましたり、あるいは事務の権限移譲、義務づけ、枠づけの見直しなど行われてきたというふうに承知をしております。近年では、特に、まち・ひと・しごと創生ということで総合戦略、これも新たなファクトとして地方分権改革の新たな視点も盛り込まれていて、このように理解をしているわけでありまして、今回の第十次の一括法、十本の法律がございまして、権限移譲物が一本と、それから義務づけ、枠づけの見直しが九本ということでございます。

最初に確認をしたいと思います。令和元年の地方からの提案につきまして、市区町村からの提案が大変ふえたとも聞いているわけでありまして、

立候補届出時に住民票を添付をさせるというふうな考え方でございますけれども、この考え方にはついては、まず立候補者に新たな負担を課すことになるものでございます。地方議会議員の被選挙権に必要な住所要件でございますが、これはあくまで居住実態の有無により判断すべきものであり、単に住民票の有無のみをもって判断することはできないものであるということを踏まえれば、今回のように、住民票添付ではなしに宣誓書によって当該事案が起らないように抑止していくということが適切ではないかという考えに基づいて法律案を考えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○山川委員 済みません、もう終わりということなので、一つだけ確認させていただきます。

住民票があるかないかじゃなくて、その実態があるか、住んでいるかどうかの実態があるかというところは、住民票がなくても、つまり、住民票がその自治体の中になくても、提出だけじゃなくても、実際になくても、それは大丈夫なんですか。その点だけ確認させていただきます。

○山口委員長 では、簡潔に。

○赤松政府参考人 非常にレアなケースかと思えますけれども、住民票が何らかの都合によりなくても、住所という実態があれば、当然立候補はできるということになってございます。

○山川委員 ありがとうございます。

○山口委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立国社の白石洋一君です。地方創生のためには、まず目下、このコロナ禍を乗り越える、克服するということが重要です。まず、その質問からさせていただきます。恐縮ですが、ちょっと順番をかえて、テーマ二から質問させていただきます。

私もずっと電話しているんですけども、その中で、持続化給付金、これは非常に重要な制度だと思えます。そして、今月から始まって、もう待ちかねたように申請しております。政府は、申請

してから目標二週間をもって現金を届けられるようにということをやつていらつしやると思えますけれども、今の持続化給付金の申請状況、件数等についてお聞かせください。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金につきましては、五月一日より申請受け付けを開始いたしました。十九日までの合計で百万件以上の申請を受け付けているところでございます。このうち、約二十九万八千件、金額にいたしまして約三千八百三十億円につきまして、事業者の皆様方のお手元にお届けしたところでございます。

苦しい経営環境に直面している事業者の皆様は一日も早い振り込みが可能となるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

○白石委員 よろしくお願ひします。百万件のうち二十九万件、三割。三週間たつていますから、まあまあ、少し遅れ気味なのかもしれませんけれども、この目標二週間というのは、当然、国民の目から見たらカレンダーベースで考えますので、営業日ベースではなくてカレンダーベースで、この二週間、よろしくお願ひします。来ない、これはどうなつたかと。今はネット通販で注文したら、今こうしていますというのがしょつちゅうメールで来る。それが来ないから、結構いら立ちにもなつています。

それで、声として大きいのは、売上げはそうは下がっていないんだけど、ちょっと下がつたらもう赤字なんだと。特に介護関係とかは顕著なんでしょうけれども、例えば医療器具ですね、高くなつていて、多目に買わないといけない、工程も多くなつていて、だから費用が高くなつて、そして、損益分岐点といいますけれども、ちょっと売上げが下がつたらもう赤字になつてしまう。だから、この制度、売上げはメインでやつてもいいけれども、粗利ベースでやつてくれないかと。例えば消費税では、みなし仕入れ率というのがあります。こういったものを使いながら、売上げ又は粗利、そういう制度に今度の補正を機に改善して

くれないかという声があるんですけども、いかがでしょうか。

○牧原副大臣 お答えします。

委員が御指摘をいただいたように、本当に、売上げが半減に至らずとも大変だという方がたくさんいらつしやるということは御指摘のとおりだと思いますし、この制度をつくるタイミングもいろいろ、そういう人もカバーできないかという、さまざまな検討をいたしました。

しかしながら、この緊急事態宣言のもと、多くの事業者の皆様が休業などによって売上げがゼロになるような大変な厳しい状況がある中、どういふ人に支援をするかという中で、とにかく一刻も早く給付をさせていただくということが、先ほど先生が御指摘になつたスピード感ですね、これが大事であるというふうにご考慮して、現在では去年とことしの売上高をベースにさせていただいていくということでございます。

御質問のように、粗利の減少を要件とする場合には、売上高に加えて、例えば仕入れにかつた原価など、さまざまな経費についても確認をする必要が生じることとなります。もう既にお答えさせていただいたように、百万者以上の申請が現時点でもございまして、この審査を行うというのは膨大な作業でございます。この内容を一々個々に精査をすれば全体の審査に時間を要し、結果的に迅速に給付金を給付できなくなつてしまうということになります。

こうした観点から、持続化給付金では粗利ではなく売上げの落ち込みを基準として給付を行っているところをございまして、迅速な給付が実現できるように、引き続き全力を挙げていきたい、こう思つております。

○白石委員 粗利はなかなか難しい面もあるということなんですけれども、それではその改善の策として、売上げ基準を、今は前年同月比五割減以上ですけれども、その五割というのを三割にするというものが、これが一つと、さらには、やはり厳しさはこれから続くということも考えて、複数

回、例えば二カ月に一度、次はまた八月ということも考えてもいいんじゃないかなと思うわけですね。まだまだ残つているということもありません。申請件数が三十万件であるということから考えて、これはまだ二・三兆円の中で余地があるかもしれないです、足らなければ次の補正でも、この持続化給付金の条件緩和、売上げ基準を緩和する、そして長く続いているところについては継続的にこれを給付するということを検討いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○牧原副大臣 この持続化給付金という制度は、これまでのいろいろな補助金や、あるいは資金繰りの融資、それから納税の猶予の税制といった、これまで割とあつた手段の総動員を超えた対応でございます。そういう意味で、とりわけ厳しい経営状況にある事業者の方を対象とするものとして、売上高五割というところを要件にさせていただいたところでございます。

ただ、この売上げの五割というのは、ことしの一月からことしの十二月までの月でもいいので、ある月が五割減つていくということであれば、ほかの月は五割減つていなくても要件としてオーケーということになります。また、特定の季節の売上げが集中するような事業者にも、そういう意味では、実情に合わせて柔軟に申請をいただけるようになっておりました。こうした、できる限り幅広い事業者の方が利用できるように工夫しているところでございます。

他方で、売上げが三割、四割減少している事業者の方も大変厳しい状況に置かれていてということとはよく認識をしております。例えば、令和二年の補正予算では、持続化給付金ではなくて、持続化補助金という制度に特例措置を設けて、例えば、従来は店舗型だった事業者が宅配サービスやEコマースを手がけるなど、今回の感染症の中で新事業の展開を行う、こういう場合に補助上限額